

会議録

会議の名称	西東京市総合計画策定審議会第 17 回会議
開催日時	平成 15 年 4 月 10 日(木) 18 時 00 分から 20 時 00 分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎 3 階庁議室
出席者	倉持委員、武田委員、堀越委員、山本委員、磯村委員、板垣委員、畑委員、竹内委員、小林委員、川村委員(永田委員、荒川委員欠席) (事務局) 池澤主幹、櫻井主査、安藤主任、福本主任 (事務局支援) ㈱インテージ
議題	1. 西東京市総合計画策定審議会第 16 回会議録について 2. 西東京市基本構想・基本計画案について (1) 基本構想・基本計画案(中間のまとめ案)について 3. 市民意見提出手続制度(パブリックコメント)について 4. その他
会議資料	(1) 基本構想・基本計画案(中間のまとめ案) (2) 市民意見提出手続制度(パブリックコメント)
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
倉持会長	第 17 回の審議会を開会します。 (西東京市総合計画策定審議会第 16 回会議録について) 第 16 回の会議録について。何かお気づきの点がございましたら、どうぞ。
A 委員	7 ページ、上から 3 番目で D 委員のかこみの下の方。「オーバーレーン」とカタカナで書いてありますが、これは「オーバーレイ」に直していただきたい。「オーバーレイ」というのは人口推計の方法論。2 か所ありますので直してください。
倉持会長	他にはございませんか。よろしいですね。それでは、会議録の確認をいたしました。
倉持会長	(西東京市基本構想・基本計画案 中間のまとめ案について) 次に、基本構想・基本計画案の中間まとめ案についてということで、前回の審議会でのご意見を踏まえて整理したものについて、説明を受けたいと思います。最初に全体を通して説明していただいて、ご意見は、総論部分、各論部分、重点プロジェクトの 3 つに分けて伺いたいと思います。それでは説明をお願いします。
池澤主幹	委員の皆様にご覧させていただいております、資料 1 に基づいて、ご説明いたします。 その前に共通しているような項目がございますので、ご説明させていただきたいと思います。

まず、基本計画の各論の施策内容のところで、前回文章の内容をよりわかりやすくということで、各項目を白丸で統一しておりますので、それは全体共通でございます。

用語解説につきましては、2～3行で簡潔な表現に直しております。

重点プロジェクトにつきましては、後ほどご説明させていただきますが、今日はコンセプトと目標など、この会議で確定をしていただき、その後、主要事業等につきましては、関係部署との調整も踏まえながら、最終答申までに具体的な施策の展開をまとめたいと考えております。

それでは基本構想・基本計画案の中間まとめ案に沿って、主な修正点についてご説明をいたします。

まず1ページをご覧ください。「はじめに」ということで、前回、新市建設計画の考え方について不足しているというご指摘をいただきましたので、全体に文章の見直しをしております。新市建設計画につきましては、文章の3つ目に入っております。3つ目の3行目でございますが、「新市建設計画との整合性を図りつつ、新たな市民ニーズを踏まえ、西東京市として初めての基本構想を策定し」という形で整理をさせていただいております。

それと次の2ページでございますが、想定人口のところで、192,000人。ここの前に概ねという表現を入れております。「概ね192,000人とします」、という内容です。それと、192,000人という推計いたしました、西東京市人口推計調査報告書からの内容を入れております。昭和55年の1980年に158,234人であった人口が、平成12年の2000年国調ですけれども、ここで180,885人となり、22,651人の増となっている内容でございます。今後増加傾向はやや鈍化し、平成25年の目標年次における人口予測については、概ね192,000人と推計されています、という内容です。

土地利用についてでございますが、詳細は、都市計画マスタープランのほうに委ねていくという内容ですが、ここの(1)・(2)の下に、「都市計画マスタープランで地域別構想を定めて、地域に即したきめ細かなまちづくりをすすめていく」という内容を入れております。さらに、この土地利用の基本的な方針等につきましては、都市計画マスタープランの進捗に合わせて、最終まとめの段階では、もう少し肉付けをしていきたいと考えております。

次に10ページをご覧ください。10ページはまちづくりの方向ということで、多少工夫しております。こちらは、わたしたちの望み、これを実現する理想のまち、これが4つあるということです。この望みと理想のまちを実現するために、まちづくりの6つの方向性、これが柱立てされているという、こういう内容です。

次に、26、27ページをお開きください。計画の方針ということで、基本計画は次の方針を踏まえ、事業をすすめていきますという内容で、それぞれの項目ごとにリード文を設けて、そのあとに...という形で整理をさせていただいております。特に大きな見出しについては、27ページの(4)に「新市建設計画の推進」というのを入れております。これは「13年度から22年度までの10年間における、新しいまちづくりの指針を示した計画であり、合併に伴う財政支援、特に合併特例債といわれているものですが、これを受ける際の根拠となる重要な計画である」という内容です。この新市建設計画の位置づけについては、「この新市建設計画の重要性を勘案し、この新市建設計画との整合性を図りながら、事業をすすめていく」という内容と、もう一つは、新市建設計画の4つの重点施策を下に並べておりますけれども、「重点施策については、引き続き事業の推進を図るとともに、さらなる事業展開に向けた取り組みをすすめていきます」という内容です。仮称で、「チャレン

ジテーマ」と書いておりますが、最終まとめの中では、このような表現で、この4つの重点施策をさらに発展させていくような、事業展開を整理していきたいと考えております。この基本計画の一番後ろに、チャレンジテーマという形で、4つの重点施策を、施策展開していくような内容で整理させていただければと考えております。そのほかに、新市建設計画と総合計画の関係を図式化してはどうか、というご指摘もございましたので、下の方に載せております。新市建設計画は、既にこの総合計画が始まる前に、3年間事業がすすんでおります。それで平成16年の4月からは、総合計画の中にこの新市建設計画を包含する形で総合計画をつくり、さらに新しい市民ニーズを取り入れて、新市計画とは3年ずれますが、26年の3月末まで、これが総合計画の期間になるということです。新市建設計画と総合計画の関係については、新市建設計画が総合計画に包含されて、新市建設計画がなくなるということではなくて、新市建設計画は新市建設計画で、そのまま残っていき、また総合計画についても、一部、新市建設計画と施策事業等を同じにしなが、残り7年間、同じように事業をすすめていくという関係でございます。

次に28、29ページをお開きください。重点プロジェクトでございますが、前回様々なご意見いただきました。前は、事業の方から、入っていったのですけれども、コンセプト、目標、具体的な取り組み、このあたりまでもう一回見直しをかけないと、整理が難しい状況になっております。それでできましたら、本日はこの4つの重点プロジェクトの名称、コンセプト、目標、具体的な取り組み、これがこの形でのよろしいかどうか、皆さんでご確認いただいて、これで中間まとめとさせていただきたいと考えております。ここを固めた上で、これから担当部署と事業ヒアリングを実施し、このコンセプトや目標や具体的な取り組みにあわせた形の事業展開を考える中で、6月からの審議会で、ご意見をいただければと考えております。1つには、「西東京ブランド発進プロジェクト」、2つが、「やすらぎグリーンプロジェクト」、3つ目が、「すこやかチャレンジプロジェクト」、4つ目が、「ふれあいサポートプロジェクト」です。この中で、事務局の中でも、協議をしておりましてのが、29ページの「すこやかチャレンジプロジェクト」の内容です。前回いただいたご意見をもとに、コンセプト・目標・具体的な取り組みをまとめていったのですが、このコンセプトと合う形のネーミングを考えた場合に、このコンセプト自体がいろいろなことに、チャレンジしていきいきと活動できる機会を増やしていくという、前向きなコンセプトであるという点からすると、「すこやか」は、健康面を連想させるようなネーミングですので、できれば、「すこやか」というよりも、「いきいき」とか「元気」とか、そういったネーミングの方がふさわしいのではないかとというように、事務局の中で思っているところです。またこの点については、ご意見をいただければと思います。

次に、各論の方に入りまして、49ページをお開きください。施策内容の、「子どもへの支援」というところですが、4つ目の丸で、ここに「青少年の健全育成」の視点を入れております。「いじめや非行をなくし、青少年が自他の生命を大切にす等、社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域との連携を密にしながら青少年の健全育成に努めます」という内容でございます。

次に、54ページをお開きください。学校教育のところですが、この間、教育委員会とも調整をする中で、1つ追加しているところがございます。施策内容の1つ目の、「学校教育環境の向上」の3つめの丸でございますが、全文追加しております。「教育情報センターの活用を図るとともに、普通教室等にもパソコンを整備し、児童・生徒の学習支援に努めます」という内容で

	<p>す。保谷庁舎の東分庁舎に教育情報センターを立ち上げ、そこ各学校を連携するような形で、情報教育に取り組んでいくという内容でございます。普通教室につきましては、平成 17 年度までに、新整備計画に基づきまして、普通教室等にもパソコンを整備していくという計画に取り組んでいく内容です。</p> <p>それと次の、下の白丸ですが、「小学校給食の中でランチルームの整備等を図るとともに、」のその後でございますが、「給食調理の民間委託をすすめていきます」という内容で、現在 15 年度で 8 校で民間委託をすすめているという状況の中で、更に小学校給食において、民間委託の推進を図るという内容です。</p> <p>次に、59 ページでございますが、「公民館事業の新たな展開」の一番下の丸です。ここにつきましては、新しく公民館事業の取り組みといたしまして、「家庭教育を支援する拠点としての機能について、検討していきます」という、この公民館事業の新たな展開の中に、一つこの施策を取り入れていくという内容です。</p> <p>次の 61 ページでございますが、施策内容の 2 つ目、「スポーツ環境の整備」の 4 つめの白丸です。平成 25 年に多摩を中心として開催される予定の国民体育大会、多摩国体と言っておりますが、これの取り組みについて、検討していくという内容で、今後、おそらくこの総合計画の後期になろうかと思いますが、その中で、「多摩国体開催に向けた西東京市としての取り組みについて検討していく」という内容です。</p> <p>最後になりますが、89 ページをお開きください。施策内容の 2 つ目、「農地の保全・活用」のところで、3 つ目の白丸ですが、「市民の農業体験の場づくりとして、体験農園等の新たな形態について検討します」ということで、現在すすめております市民農園、家族農園、この他に練馬区でも取り組んでおります家族体験農園、こういった新たな形態について、検討していくという施策を入れております。以上が基本計画で、見直しをかけた部分です。また本日は、中間まとめの最終の審議会ということで、ご意見をいただきたい。</p> <p>倉持会長 ごくろうさまでした。中間まとめの答申案については、今日が最終のご意見を交わす機会になります。いろいろご意見述べていただきたいと思うのですが、先程申し上げたように、ボリュームがあるので、3 つに分けてご意見を交換したいと考えている。</p> <p>B 委員 最初は、1 ページから 34 ページまで。ただし、28、29 ページを除きます。総論、基本構想部分と基本計画の総論部分について、ご意見ございましたら、述べていただきたい。</p> <p>倉持会長 10 ページのまちづくりの絵。今回わかりやすくなったが、上の方の人たちが宙に浮いているような気がする。イメージ的に地についた絵にしたほうがいい。</p> <p>池澤主幹 どうせなら、西東京市の地形にしたらどうか。</p> <p>C 委員 一応そうなっているのですが、わかるようにします。</p> <p>C 委員 4 ページ、少子高齢化で、まだこだわっているというか。人口ですが、「高齢者は、今後 10 年で急増する」は本当にそうなのか。若干増えるかもしれないが、新たに団地ができて入ってくる人は、むしろ 30～40 代の人ではな</p>
--	---

	<p>いかと思う。そういう意味で、高齢者は若干増えるかも知れないが、急増するということではないのではないか。「増加する」というのはいいが、「急増する」というのはいかがか。</p> <p>26 ページ、市民参加と情報公開を分けて、非常にわかりやすくなった。情報公開のところで、情報公開と情報発信を入れてほしい。情報公開というのは、聞きにすれば教えてあげますよという印象。それに加えて、積極的に市民参加を促進するためにも、行政の説明責任を果たすという意味でも、情報発信をしていくということを、情報公開のところに付け加えていただきたい。</p>
倉持会長	<p>1 点目は、人口推計に年齢別人口推計の件、これは「増加」でもいいと思うが、それは事務局で調べていただきたい。</p> <p>2 点目は、確かに情報公開という言葉には受身的な印象がある。本来はそうではない、公開というのは積極的な部分も含む。そのへんの表現は工夫してもらおうように。</p> <p>他にご意見ありますか。</p>
D 委員	<p>6、7 ページのレイアウトについて。後ろの方は活字が濃くて、見出し、項目も大きいですが、基本理念と将来像は、すごく大事なのに、余白ばかりが多く、真ん中の「理念」が、「わたしたちの望み」より小さくなっている。「やさしさとふれあいの西東京に暮らし」というのを、上下に余白があるので、もっと大きく、インパクトの強いものにした方がいい。</p> <p>7 ページも、4 つが、下に余白があるのに小さく真ん中にかたまっている。ここが一番重要なことなので、上の字よりも大きく、インパクトのあるものにしないと、後ろの方より弱い感じがする。工夫してもらいたい。</p>
倉持会長	<p>これは正式に印刷する際に工夫してもらおう。確かに 10 ページとトーンが違う。文章でない限り、形は本格的に印刷するときの問題と受け止める。</p>
E 委員	<p>細かい点 2 つ。6 ページ、文章の中 5 行目に、「まちにはいろんな」とあるが、辞書を引くと、「いろんなというのは、いろいろななまりである」と書いてある。正式には、「いろいろな」とするべきだと思う。</p> <p>もう 1 点、2 ページ。人口の数字がでてくるのですけれども、平成 12 年、ちょっと古い感じがしないでもない。国勢調査を 5 年ごとにやっているので、2000 年が一番新しい数字だと思うのですが。ここの前に、例えば「20 年後」とするとわかりやすい気がした。若干ですが、この 20 年間で 22,651 人増えているわけで、これを半分に割ると、10 年分で単純に 11,300 人、これを前に乗っけると、ちょうど 192,000 人ぐらいになる。そうすると、どういう根拠でこの数字がでてきたのかと思った。いろいろ根拠はあるんでしょうけれど、もしかすると、そういうものであるならば、192,000 人で、この前でしていた、住友などの 1 万人増えるとするならば、202,000 という数字がでてくる。そういうものをだせれば、大台にのる。のることがいいか悪いかは別として、こういうものをのせられないかと思った。</p>
池澤主幹	<p>皆様のご意見をお伺いしたいのですがけれども、先ほど、6 ページのところで、「いろんな」を「いろいろな」に、また「どんな」という表現を、これも前回、「どのような」というご指摘をいただいております。6、7 ページについては、できるだけ話し言葉のような感じで、わかりやすく整理をして</p>

	<p>いるのですが、口語体に変えたほうがよろしいのか、ご意見をいただければと思います。</p>
倉持会長	<p>7ページにもある。「どのような」とか「いろいろな」も話し言葉。</p>
F委員	<p>最初から読みたいな、と思う文章になるといいと思った。事務局と同じような感じを持っている。 最初に「まちを楽しんでいる人はどれだけいるのでしょうか?」ではなく、「西東京に暮らして、まちを楽しんでいますか」。次も、「どんな人が住んでいるかわからないことはありませんか?」として、「でも、まちにはこうこう、こういふことができ、こんなふうになる」とするのがいいと思います。最後に「取り組んでいきたいと思っています」としてはどうか。最初に優しく入って、段々かっちりくるというのはどうか。「どれだけいるのでしょうか」というと、いと悪い意味のような感じがする。</p>
倉持会長	<p>確かに、「どれだけいるのでしょうか」というと文章としては重たい。検討してみましょう。 「どんな」がいいか、「どのような」がいいか。「いろんな」がいいか、「いろいろな」がいいか。どうでしょうか。いくら話し言葉といっても、「いろんな」と言うより、「いろいろな」の方が自然な気がする。</p>
E委員	<p>広辞苑にはなまりと書いてある。</p>
倉持会長	<p>「どんな」でなく、「どのような」にした方がよい。</p>
B委員	<p>行政が出すものだから「どのような」のほうがよい。</p>
倉持会長	<p>では、そのようにします。基本構想というのは、いわば憲章みたいなもの。F委員のご意見は、文章の流れとして検討してみる必要がある。</p>
G委員	<p>この前「西東京市」にしたらという意見があったが、「西東京」になっているが、説明をお願いしたい。</p>
池澤主幹	<p>各市ではどのようになっているのかこの近隣も含めて調べてみましたが、小金井市がこういう理念の中で「小金井市」という「市」を入れているのですけれども、それ以外はどこも入れていない。できればうちの総合計画についても、構想部分では「西東京」と表現させていただきたい。</p>
E委員	<p>府中は、「府中市」と「府中」が同じ概念だが、西東京の場合は、「西東京市」と「西東京」は違う概念。そこをどう考えるか。</p>
倉持会長	<p>多摩も「市」は使っていない。多摩も広い概念。それは選択によってよいのではないか。</p>
池澤主幹	<p>もう一つ、ここにきて八王子市の総合計画書ができて、それを見たところ、もう「西東京」という表現は使っておりません。「首都圏西部」という表現が入っていました。</p>
倉持会長	<p>バス会社と高校野球が使っている。いまの提起についてはこれでよろしい</p>

	<p>か。西東京は「市」は入れないということにします。他にご意見は。</p>
F 委員	<p>5 ページ、「情報化への対応」。2、3 行目のところに、「市民へのサービス提供・情報提供を行うためにも、地域情報化をすすめていく」と繋がっているが、サービス提供・情報提供がどう有効にとか、何故、地域情報化が必要なのか、というところが前の文章から繋がらないかなという感じがした。IT 機を保有していない人への対応、ということが強く書いてある。情報化への対応で、IT もすすめなければいけないと思うが、そのところが欠けているのでは。私達の話しの中では、使える人と使えない人との差があってはいけない、という話しはあったと思う。一方で時代にあった IT 情報はすすめていく必要はあるのではないかと思ったので、偏った表現になっている気がした。</p>
倉持会長	<p>具体的には、どう直したらよろしいか。</p>
F 委員	<p>4 行目と 5 行目で、「一方」と書いてあるが、地域情報化をすすめていく、イコール、パソコンや携帯電話を持っていない人への情報提供、という表現ではない。後半の「一方」というところは、情報提供のできない人に対してはするけれど、というふうになっている。前半の方でタイムリーに情報を、IT・・・どういえばいいのでしょうか。</p>
桜井主査	<p>現在、地域情報化推進計画を策定中ですが、一般的には地域情報化という IT を使った情報化みたいなところだけが強調されているようですが、西東京市では、旧来からある人と人のコミュニケーションを含めて、地域情報化をすすめていこうという、基本的なスタンスがあります。そういったことでは、特に IT という表現をしていません。ただ、地域情報化をすすめていく以上は、IT の活用も当然すすめていく。IT を活用したコミュニケーションを含めた、地域情報化をすすめるということと、一方で、機械を使いこなせない人もいますし、実際、持っていらっしやらないという方もいらっしやるので、そういったことではいろんな公共施設等にも端末等を配置したりとか、そのような条件もいろいろ考えていこうという、デジタルデバイドの対応の部分では表現をしています。</p> <p>もう一つは、地域情報化をすすめるにあたっては、個人情報とか、そういったものはきちんと保護しなくてはいけないという、セキュリティの部分です。こういった点についてもきちんと配慮していかなければいけないという、そのような柱立てになっています。</p>
F 委員	<p>わかりました。地域情報化がそういう広い意味があるという理解がなかったのです。</p>
倉持会長	<p>よろしいですか。他には。</p>
C 委員	<p>地域情報化というのは、定義というか意味があるのですか。行政の用語として。</p>
桜井主査	<p>西東京市の場合には、地域情報化ということを考えるにあたっては、IT を活用した情報化ということと、もう一方では、直接に、いまお話したよう</p>

	に、人と人とのコミュニケーションによる情報化というのがあります。行政、市民、事業者、そういったものを一体として、地域情報化として考えていく、そんなとらえ方です。
C委員	であれば、地域情報化と一言でいってしまうと、ちょっとわかりにくい。そこまで読み取れない。
桜井主査	なかなか読み取れないかも知れませんが、ここでは地域情報化の課題として整理しておいて、個別計画では、そういった課題を含めて、細かい表現をしていくことになると思います。これは総合計画なので、大きく地域情報化というものを課題としてとらえる必要があるということだと思います。
倉持会長	平成2年だったと思うが、国が全国の自治体に対して、地域情報化に関する指針というのを流している。当時まだITという言葉も一般化していなかった。その中にはそういう概念も入っているし、地域のFM放送であるとか、CATVであるとか、既存の媒体、メディアを使ったものだとか、いろんなものが例示として載っていたと思う。その後、平成9年だったか、高度情報化社会に対応した地域情報化に関する指針という名前で出ている。平成12年には、IT化に対応したものが、3回、地域情報化に関する指針が国から流されている。その言葉が初めて出たのは平成2年。その時はIT化ということだけではなくて、もっと広い概念だったと思う。
H委員	旧田無では、地域情報化という、情報都市構想が合併直前までは持ち上がっていたと思う。武蔵野大学、旧田無、日立の3つで地域情報都市化をという、システムの検討まで入った。国の施策を受けて、旧田無ではそういう方向にあったことを補足する。
倉持会長	平成9年か7年に、各自治体は、地域情報化計画をつくれという義務づけがあった。
倉持会長	よろしいですか、他には。
H委員	全体的に活字をもう少し大きくした方がいいのかと思う。ページがどんどん変わってくるので、今さら大変だろうが、高齢化がますます高まってくる。活字はもっと大きくされた方がいい。
池澤主幹	基本計画の各論、施策内容ぐらいの文字の大きさでよろしいか。
H委員	まだ小さいのでは。
倉持会長	この書体はゴシック体か。他は明朝を使っている。これは統一した方がいい。印刷する時には変えてください。他にはよろしいか。
	次に各論についてご意見を伺う。35ページから最後まで、説明があったように、前回のご意見を踏まえて、いくつか修正箇所がある。それらも含めてご意見を伺う。
B委員	119ページ、「地域労働環境の向上」の2行目あたり、「国の中小企業の退職金共済制度」について。新しい市報に、旧田無で市で共済制度をやっている

	<p>るが、財政があと2、3年しか持たない、止めるか、国がやるか審議会にかけていると書いてあった。国へ加入促進するのは、勇み足ではないかということで問題になると思う。確認してほしい。いまある制度をみながら検討していかないと、いま議論しているではないかということになる。確かに財政赤字で、いままでの制度はパンク寸前、何とかしないといけない、潰すか国に移管するかということで審議会にかけている。審議過程を踏まえながらどうするかとしないと、言い過ぎではないかと気になった。</p>
倉持会長	<p>いつごろ結論がでるのだろうか。</p>
B委員	<p>まだ審議中と一番新しい市報に書いてある。これをやっている最中にここまで書いていると、私達の意見はどうなるんだということになる。 総合計画全体そうだが、例えば市議会等で議論になっていることを、もう一回確認してほしい。審議会は尊重すべき。方向づけしてしまうと何のための審議会だということにもなる。決定権は行政側にあるとしても、そういう流れがあると思う。いまいるんな審議会でやっている項目と施策と関係あるのだったら、見直しをしていただいた方がいい。</p>
倉持会長	<p>調整してください。他には。</p>
I委員	<p>60ページ、スポーツ・レクリエーションの10行目、「個人・団体を問わず、子どもから高齢者まで」というところ。年齢的にもそうなのだが、いまあらゆるスポーツに、障害者も参加している。障害者というのを入れていただけたらと思った。 83ページ、障害者のスポーツ・レクリエーション参加というのがある。社会参加の支援にも、障害者がというところがある。81ページ、高齢者のところにも、スポーツ・レクリエーションというのがある。高齢者のところにも、障害者のところにもあるが、全体としてスポーツ・レクリエーション活動の振興というところにも。</p>
倉持会長	<p>「子どもから高齢者まで」のところに、「全ての市民が」と置き換えたらどうか。「個人・団体を問わず、全ての市民が」としておけばいいのでは。</p>
C委員	<p>5ページ、情報化のところ。「地域情報化」という単語がでてきたが、134ページに「地域情報化」というのがある。用語解説に「地域情報化」を載せていただいたらいいのではないか。</p>
倉持会長	<p>検討してもらって挿入する。他には。</p>
A委員	<p>105ページ、「美しいまちなみへの誘導」の白丸の1つ目。「都市計画マスタープランを策定し、地域の特性をいかし自然と都市機能の調和した良好な都市景観づくりを」とあるが、この場合、景観だけが美しいまちなみへの誘導ではなくて、土地利用や用途地域とかにかかってくるわけだから、この「良好な都市景観づくり」の「景観」は取り除いて、「あわせて、地域固有の景観形成を誘導するための制度等を検討します」というのはそのままにしたほうがよい。というのは、ここで「都市計画マスタープランを策定し」ということで大枠がでているので、このところ「景観」だけに絞ってしまうと、土地利用はなんだ、用途地域はなんだのという話しになる。「景観」を</p>

	取っていただければと思う。
倉持会長	わかりました。他には。
G委員	137 ページ、「分権時代にふさわしい職員づくり」のところ。全般に白丸で項目立てして、とてもわかりやすくなったが、一番下、前は「専門分野における専門員制度の導入」と書いてあったが、今回は「専門委員制度」と言葉が変わっている。そのところを説明してください。
池澤主幹	前はこの白丸がなくて、「人材育成基本方針」からずっとつながった文章で、この中では「政策開発、政策法務などの、主に人材の育成を図ります」、この後に「専門員制度」というのがついていたのですけれども、人事担当と調整した中で、「専門員制度」という表現にしていると、取り方によっている誤解を招きやすいのではないかという指摘を受けました。その一つが、職員をいわゆる専門職的に能力開発して行って、福祉であれば、その能力開発のいわゆる専門職員の育成を図って、そこに福祉分野においていく、このようにもとれるので、そうではなくて、ここで言っているのは、地方自治法に基づく、専門的な学識等を有する者を専門委員として置く、専門委員制度というのが自治法にあるのですけれども、そういった専門委員を福祉などの分野において、市長へ専門的な観点から報告するという、そういった制度であるということからすると、むしろ、人材育成とは切り離して、新しい項目立てをつくって、はっきり地方自治法上の制度としての専門委員、という表現に変えたほうがよいという調整をした上で、このように変えさせていただいたという内容です。
B委員	外部から招聘するという形か。それだと、この項目に入れていいのか。中から専門的な人を育成するという考え方で、外部からそのために招聘するということとは思っていなかった。
G委員	この前の文章では、そのようには受け取れない。前の解釈とは違う委員制度なのか。
池澤主幹	前の、専門員制度といていた時も、事務局としてはそういうイメージでいていたのですけれども、人事と話しをする中で、誤解を招かれやすいのでということです。
H委員	言葉が足りないから誤解を生んだのではないかと思う。「福祉などの専門分野の専門委員制度を導入し、職員の資質の向上について検討する。」それを入れれば誤解はない。
倉持会長	職員の足りないところ、あるいは職員を指導するためにその職を置くのでしょう。他には。
H委員	確認したい重要なところが2か所。61 ページ「スポーツ環境の整備」のところ。「平成25年に多摩を中心として開催される予定の、国民体育大会への取り組みについて検討します」ということだが、この国体のあり方については、かなり論議されている。平成25年というとだいぶ先のこと、取り組みというよりも、あり方というようにトーンダウンさせて、国体そのものを

	<p>もう一度考える。もちろん近隣市との関係もあるだろうが、西東京市としては、取り組みについて検討するという従来の姿勢だと思うが、国体のあり方について検討すると、トーンダウンしておいたほうが、25 年に見合うスタンスではないか。</p> <p>もう 1 点は、137 ページ「市民が利用しやすい庁舎づくり」のところ。「市民の利便性と事務執行の効率性などに留意した際の「1 市 2 庁舎体制」の課題・問題点などを調査し、新しい庁舎の体制のあり方について検討します」「あり方」ということで、従来の「建設整備」から変わったが、新しい庁舎というところで言いだしていいのか。「新しい庁舎のあり方」となると、既に前提のようなものがあるような、市民の誤解を招くのではないかと思う。「新しい庁舎のあり方について」というよりも、「庁舎機能の整備拡充を図ることについて検討する」ということで、その中の選択として市民のニーズ、あるいは実際の職員の方々の状況によって、新しい庁舎が必要なのかなという、選択肢の一つとしておいたほうが、審議会としてはいかがかなと思う。</p>
倉持会長	<p>1 点目のほうは初めて聞いた。これは議論の中になかった。情報として初めて知った。おっしゃるとおり、国体そのもののあり方が非常に大きなテーマになっているので、唐突な感じがしないでもない。これは事業課の要望でここに入ってきたのだろう。提案に対して意見を述べていただきたい。後段のほうは、だいぶ議論をした。おっしゃる主旨よくわかる。そういう意向の方が多かった。</p>
G 委員	<p>ダウンしてこのような表現になった。</p>
倉持会長	<p>まず 1 点目。先ほど説明のあったとおり、付け加えられた問題なので、おそらく教育委員会からの要望だと思いますけれど。</p>
池澤主幹	<p>内容を補足しますと、教育委員会とのやり取りの中もそうですが、もう一つは東京都で出している、「多摩の将来像 2001」という、この中にも多摩国体の記述がございまして、そういったものも踏まえて、教育委員会の中でも、もし 25 年に多摩国体が開催される場合には、近隣市との歩調を合わせながら、何らかの取り組みをしていく必要があるだろうということ、頭出しをできればしていただけないかということを受けた中で、これを今回入れさせていただいたということです。具体的に何をやるというのは、何もないのですけれども、これを入れることごとによって、おそらく平成 21 年の後期基本計画の見直しの中で、場合によっては具体的なものが見えてくるのではないかとおは思っております。</p>
倉持会長	<p>どうですか。予定されているのであれば、何か触れておくのも一つの方法かと思うが。</p>
H 委員	<p>国体は、都道府県で巡練り、巡練り。もう 1 巡目して、2 巡目に入っている。2 巡目は巡練りではなく、誘致合戦で決まるという。スケジュール的にそれはいかがか。</p>
池澤主幹	<p>これをやるかどうか、ということですか。</p>
H 委員	<p>やるか、やれるかどうか。</p>

池澤主幹	やれるかどうか、東京都が出している「多摩の将来像」の中では、府中あたりをメイン会場にして、多摩国体をやっていくという、そういう記述がございます。あくまでも拠点は府中あたりが中心になると思いますけれども、そういう記述をしてありますので、東京都としても、これをすすめていく姿勢だと思います。
倉持会長	25年というのが決まっているのか。25年に誘致をしているということか。
H委員	そう思う。ここに載せることはない。載せるのだったら、あり方ぐらいにしないとイケない。
倉持会長	せいぜい決まっているのは2、3年先ではないか。日本体育協会ですることだろうと思う。調べてください。
H委員	国体は縮小の方向。
倉持会長	1巡して施設も整備された。どこへ行っても、施設は閑古鳥が鳴いているが。
D委員	137ページ、確かに新しい庁舎というと、新しく造るようなニュアンスにとれる。あり方そのものを、将来のあり方だということでした。 「新しい」を消したらどうか。新しい庁舎でなくて、庁舎そのもののあり方だから。
H委員	庁舎の何のあり方だということになる。庁舎の機能の整備拡充を図ると具体的に。
倉持会長	「新しい庁舎」を消して、「庁舎機能の整備拡充について検討する。」でよしいか。
H委員	向こう10年間の話だから、いろんな選択肢は残しておく方がよい。
倉持会長	他には。
D委員	71ページ、「介護予防の推進」の3行目。「機能的に活かしていられる」は「活かせる」でいいのでは。まわりくどい。
倉持会長	なぜここに点があるのか。点があるのもおかしい。
池澤主幹	以前、何か文言が入ってしまっていて、それを覚えて文章をそのままつなげているだけです。おそらく前の時には、「介護のネットワーク」のような表現が入っていて、「ネットワーク」という表現だと、ITを連想させるので、そうではなくて、うまく機能的に連携させていくという意味だということで、まぎらわしい表現を削除した経緯がございます。「活かせる介護予防事業の連携」としたほうがよいと思います。
倉持会長	他には。
F委員	52ページの真ん中あたり、障害のある子どもたちの教育のことが書いてあって、「障害等の状態に応じた適切な教育が受けられ」と入っていて、その施策のところ「一人ひとりの状態に応じた適切な教育が受けられるよう」と書いてある。状態に応じて、ここに行きなさいというイメージがとて

	<p>も強いので、障害のある子もない子も、同じ場で教育ができるような、それも選べるような形の表現になって、そういうことができるような施策になればと思う。そんな話しをした気がする。</p>
I 委員	<p>同じく 52 ページ、「その障害等の状態に応じた適切な教育が」というのが、何か振り分けられてしまうような表現にとった。自分が選んで、普通学級へ行くとか、そのためにサポートしましょうという感じに取れなかった。54 ページの「一人ひとりの状態に応じた適切な」というところも、振り分けられるようなイメージに思った。違うのでしょうか、どういうことなのか。</p>
倉持会長	<p>どう直したら満足いただけるのか。解釈のしよによって、ケースバイケースにやるともとれる。具体的にどう直したらいいか、ご指摘いただければ。</p>
F 委員	<p>52 ページは、「障害等に応じた適切な教育が受けられ」というのをあえて入れなくてもいいのでは。持っている力は十分に発揮できるよう努めていくことが重要かと思う。</p>
倉持会長	<p>「障害等に応じた適切な教育が受けられ」という部分を取るといふことか。</p>
F 委員	<p>「十分に発揮できるよう、できる教育が受けられるよう努めていく」では。</p>
倉持会長	<p>いかがか。</p>
F 委員	<p>たまたま 4 月で、新聞等に、小学校入学の時に障害があるために、サポートがなくて学校に行けないので、助けてくれる人を探していますという記事が出たりもしているもので、そこが気になった。</p> <p>54 ページは、「通級学級の充実を図る」というのにプラス、「サポートできる機能を充実して、適切な教育を受ける」という文章を加えるといいかなと思う。</p>
倉持会長	<p>具体的にご提案いただけますか。</p>
F 委員	<p>最後の丸のところ、「心身障害学級の指導充実や通級学級の充実、及びサポート体制を図る」と加えたらどうか。</p>
池澤主幹	<p>その件についてですが、できれば中間まとめの段階では、この表現で整理させていただいて、おそらく問題にされているのは、統合教育の問題とか、介助員の問題だと思うのですが、その点については、国も一定の方針を出してくるという動きもありますので、そういったものを受けて、いま策定中である教育委員会の「教育プラン 21」の中でも、何らかの表現を出していくのではないかと考えております。それらの状況を踏まえた上で整理させていただきたいと考えているところです。中間まとめの中で具体的なものを出すよりは、最終まとめの中で、ご意見をいただいた問題については整理させていただきたいと考えております。</p>
倉持会長	<p>よろしいか。他には。</p>

E 委員	この会が始まる前に、1 ページのところ、「平成 13 年 1 月 21 日、21 世紀最初の合併により」というところは、2001 年のほうがいいのではないかという話があった。仕方がないのでは思ったが、例えば平成 13 年(2001 年)とできないか。21 世紀というと、どうしても 2001 年からというイメージがあって、でもこういうものは必ず平成でいかななくてはいけないということもあるので、両論併記じゃないが、この場合だけ 2001 年と 1 か所入れてもわかりやすいのではないかという気がした。
倉持会長	よろしいか。
I 委員	135 ページ、「行政の情報化」で、「電子市役所化を推進します」とあるが、公民館などにおいてある自動交付機でのサービスのことでないのか。関係ないが、サービスが土日によってしかるべきだと思うのに、自動交付機は、土日は使えないとなっている。土日とか時間に関係なく、やらなければいけないのではないかと、これと同じかと思ったのだが。
倉持会長	端末機か子機のことか。
I 委員	住民票などは、土日とか時間に関係なく使えないといけないと思う。保谷公民館で土日は使えませんかと張り紙がしてあった。
倉持会長	最近、土日もサービスをやっている市役所や町役場は増えてきつつある。ただ端末機を動かすとすると、本部に職員が出ていなければならない。杉並でもサービスを午後 7 時までやっているところがあるが、そのためにコンピューターの担当の職員は残っていなければならない。それをやるべきだというご意見が多くなれば、そういう受け皿をとらなければならないが、端末を動かす以上、いくら機械といっても無人で動くわけではない。何かトラブルがあった時、対応する人間がいなければならぬ。
I 委員	土日とかにもやったほうが親切かなと、普段できない人のためには。
倉持会長	今度杉並では土日もやるようだ。窓口には職員はいないが、端末機は土日も動かせるようにする。そういうサービスは今後どんどん増えてくるのでは。電子市役所というのはもっと広い概念。いうなれば、国が打ち出している e-japan 構想の一環。電子政府、電子自治体という言い方をしている。
C 委員	134 ページには、「いつでも、どこでも」、それを「検討する必要があります」と書いてあるから、検討課題だということ。
倉持会長	各論の意見はでたと思うが、よろしいか。
F 委員	59 ページ、用語解説、「絵本と子育て事業」のところ。前回も図書を配布するのはどうかと意見を言ったと思うが、図書の配布を行う事業となっているので、これは事業として決まっていると理解すればよいか。もう差し上げるということになっているのか。
池澤主幹	今年度から実施する予定です。
倉持会長	3 番目、28、29 ページをお開きください。重点プロジェクトについて、

	<p>前回名称について決定したが、先ほど事務局の方からあった、4番目というべきか、29ページ下のほうについて、コンセプトと合わないので、「いきいき」に直したらどうか、あるいは「元気」に直したらどうかという提案を含めて、ご意見を。もちろんそれ以外コンセプト、目標とか具体的な取り組みについてもご意見いただきたい。</p>
C委員	<p>4つ目のプロジェクトは、「すこやか」というのもいいが、ご提案いただいた、「いきいき」というほうが、もっと元気が出て、活力があっているのではないかと。その中で、「市民」を、「子どもも大人も、地域に暮らす人々が」、というように少し分解したほうがいい。前は子どもがかなり前面にでてたのが、消えたことがさみしいかなということと、「市民」では、ちょっと曖昧なところがあるので、少し具体化させてあげたほうがいいと思った。全プロジェクトについて、目標のところを全部体言止めになっているが、もう少しかみ砕いた表現のほうが印象がいい。「確立」というと少し固いので、やわらかい言いかたのほうがいいという感じを受けた。</p>
倉持会長	<p>名称について。前回、決定はしたが、確かに「すこやか」というと、健康づくりに限定されたような感じがする。「いきいき」というほうがよいというご意見。これは、「いきいきチャレンジプロジェクト」に変更してよろしいか。そういう前提でないと、コンセプトとイメージがあってこないと思う。2番目の目標だけが体言止で切れた格好。前後は「なになにします」という文章になっている。やはり統一したほうがよいような気もするが、目標だからスローガンだといういいかたもある。やはり前後からすると、「なになにします」とすると形が整うと思う。例えていうと、「西東京ブランド発進プロジェクト」だと、「西東京ブランドの確立をめざします」とかそういう表現になると思う。検討をしてもらいたい。</p>
G委員	<p>「市民」のところ。頭に「子どもから大人まで」とか、「子どもを含めた市民」とははっきりあったほうがいいのかと思う。</p>
倉持会長	<p>市民の代わりに、「子どもも大人も全ての人々が」とするか。</p>
C委員	<p>「子どもも大人も地域に暮らす人々が」がよいと思う。</p>
倉持会長	<p>「地域に暮らす人々が」ですね。他には。</p>
C委員	<p>「やすらぎグリーンプロジェクト」について。非常によく言ったと思うが、具体的な取り組みのところで、「空間を創出します」という、「空間」という言葉が入っている。オープンスペースというかぎがあっているが、コンセプト、目的のところは、みどりが前面に出ていて、「集いあえる場」、「場」というようになっている。オープンスペースという意味での「空間」という言葉もほしい。「集いあえる空間・場」みたいな感じはいかがか。緑はもちろんだが、広場というか、公園というか、そういうスペースがほしい。「場」ではちょっと用語が弱いかな。</p>
倉持会長	<p>「場」を「空間」に置き換えるという意見か。</p>
C委員	<p>「場」も捨てがたいので「空間・場」。場というのは別に広場がなくても</p>

	<p>いい。例えばインターネットであれば、自分の家でそういうネットワークがあればそれも場。</p>
B 委員	<p>29 ページ、「ふれあいサポートプロジェクト」の具体的な取り組みのところに、「需要者と供給者」と書いてある。「必要な方、提供できる方」とか、やわらかく書いたほうがいい。</p>
倉持会長	<p>提供できる人と、受ける人でしょうか、平易な言葉に。先ほど、冒頭の説明の中にあったとおり、重点プロジェクトの個々の事業については、最終答申の時に付け加えるということで、今回の中間答申では一切触れない。それはご理解いただいております。よろしいか。いまのご意見を踏まえて。</p>
C 委員	<p>4 つのプロジェクトとともに、最初のコンセプトのところの、「～のまちに近づくため」という言葉にやや違和感がある。</p>
倉持会長	<p>実現するためだから。</p>
C 委員	<p>実現の方がいい。</p>
倉持会長	<p>アプローチという意味だろうが、実現するというのも重たい。「～をめざして」か。</p>
C 委員	<p>近づくというと、絶対実現しない。</p>
倉持会長	<p>今日いただいたご意見について、できれば全部、結論を出したかったが、中間答申までに会議を開く時間がないので、結論がでていないところもあるが、事務局とあとで相談するというので、正副会長にお任せいただくということでご理解いただきたい。以上で中間まとめ案については、ご意見を踏まえてということだが、ご理解いただいたということにさせていただきます。18日に市長に対して答申を出す。それまでの整理と提出については正副会長におまかせいただきたい。</p>
倉持会長	<p>(市民意見提出手続制度(パブリックコメント)について) それでは次の会議次第、パブリックコメント、市民意見提出手続制度について。資料が配られていると思う。説明をお願いしたい。</p>
池澤主幹	<p>資料2にそって、市民意見提出手続制度、パブリックコメントの実施にあたってご説明いたします。まず、市民意見提出手続制度、パブリックコメントにつきましては、昨年の平成14年4月に審議会から答申をいただきました、「西東京市総合計画策定にあたっての基本方針」の中の、「市民参加の手法、情報公開」のところでもふれられておりますけれども、その中で計画策定にあたっては、ワークショップであるとか、市民意見提出手続制度を取り入れることも検討する必要があるという答申をいただいております。ワークショップにつきましては、昨年皆様のご協力によりまして、部会を中心にワークショップを開催してまいりました。今回は、この市民意見提出制度に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>資料2に沿って、概要、その流れについてご説明いたします。このパブリックコメントとは、市の政策立案過程において、市が策定した原案に対して、</p>

	<p>郵便・FAX・電子メール等で市民の皆さんに意見を提出していただく制度です。西東京市では14年の10月1日に施行いたしました、「市民参加条例」の、この中の市民参加手続の一つとして、この制度を取り入れています。総合計画を策定するにあたって、こういった市民参加の手法をいくつか取り入れながら計画を策定していくということで、この審議会における市民の方の委員としての参加もそうですけれども、また市民ワークショップとか、こういうパブリックコメント、こういった市民参加の手法をとっていくということです。制度を適用する事項については、市民参加条例では、以下の事項について、市民参加の手続きをとることが定められています。このところ、総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針、その他の基本的な事項を定める計画の策定、これにあたっては、市民参加の手法をとるという内容になっております。次のページをお開きください。実施機関については、市長・教育委員会ということです。今回、この中間まとめの答申をいただいた後、この中間まとめを市としての中間まとめといたしまして、市長が実施機関として、このパブリックコメントを実施するという内容です。意見等提出できる方につきましては、市内在住・在勤・在学の方。また個人を問わず、市内に事務所または事業所を有する法人、その他の団体の方も意見等、提出できるということになっております。制度の手続きについては、実施の公表方法については、市報・ホームページで公表ということで、この中間まとめについては5月20日ごろに市報の特集号として発行していく予定です。内容は12ページぐらいの特集を組んでいきたいと思っております。</p> <p>2番目の募集期間につきましては、原則として1か月以上ということで、今回は市報特集号発行から1か月を予定しておりますので、6月20日ごろまでを、意見の提出期間としていきたいと考えております。意見の提出方法につきましては、郵便・FAX・電子メール等、記録性を確保できる方法ということで、電話での受け付けはしないということで考えています。の最終案の決定については、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を考慮し、最終案を決定するというので、6月20日頃に締め切りをしまして、その意見を集約をしまして、6月末からの審議会の中で、それに対する皆さんのご意見をお伺いした上で、最終案のまとめに入っていくという、このようなスケジュールです。の結果の公表につきましては、最終案の策定までに寄せられたご意見と、ご意見に対する市の検討結果を公表するというので、結果については、市報・ホームページには概要を、それ以外の詳細な情報については、情報公開コーナーに据え置くという予定でございます。あと最後のページでございますが、パブリックコメントの流れということで、実施の公表ということで、これが5月20日ごろに予定している市報・ホームページです。1か月かけて、6月20日ぐらいまでに意見をいただきまして、この意見を踏まえまして、審議会の委員の皆さんのご意見をお伺いしていく予定です。最終案の策定というものが出ておりますが、基本構想・基本計画の最終案の策定前に、市としての結果を公開していくという内容です。これは市報とかホームページでは概要、また情報公開コーナーについては全部の内容を公開していくという、こういうスケジュールであります。以上、このような概要ですすめてまいりますが、よろしければ中間まとめをいただいた後で、実施機関、市長として、パブリックコメントを実施させていただければと、このように考えております。</p>
倉持会長	ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見は。

C委員	意見を提出できる「在籍」というのは、籍はあるが、今は単身赴任で地方に住んでいる、ただ家は奥さんが住んでいるという人はこの中に入るのか。
池澤主幹	実際にお住まいでなくて、住所とかは置かれているということですか。住民票とか。
C委員	ケースバイケースだが、私の場合は住民票は移した。そうすると、在住・在勤・在学、どこにも入らない。家は持っていて、家族は住んでいるけれど、該当しない。家族と意見が違うかも知れない。
倉持会長	住所の認定で、単身赴任の場合の住所の認定は非常に難しい。住民登録は形式的に、ご本人の利便で動かしたり、動かさなかったりされる。問題は課税権。住民税をどちらが課税するかというのは、これは全国の自治体で争いがおきる。現在の考え方は、独身者が赴任したときは赴任先、妻帯者なり家族のある人が赴任した場合には、家族の方に住所があると判定するのが一般的。住民登録というのは形式上、本当は住所を移ったら、動かさないといけない。後は本人の利便の関係もあり、一概にいえないが、課税権の帰属はそういうことで、散々争った。「在住」の解釈は、住民登録がなくても、私見では、可能だと思う。
池澤主幹	また、年齢の制限はございませんので、どなたでも。
倉持会長	制度そのものは市民参加条例で決まっているようなので、この審議会としては、是非パブリックコメント制度を適用してもらいたいということ、確認をすればよいのかなという気がする。よろしいか。 スケジュール的には、後で相談するが、次回以降の審議会の日程とも絡む、広報発行はスケジュールどおり是非5月20日ごろにお願いしたい。
F委員	実施の公表方法で、市報、ホームページで公表と書いてあるが、もっと重要なことを決める意見を聞くのだから、市報とホームページだけでなく、「今こういうことをやっている、それにはこういうふうに意見を出してください」というような別の方法があるといい。以前子どもワークショップをやった時に、はなバスにポスターを貼ってあったが、そんな感じで、やっているということがわかるように、子どもは市報を見ないが、学校に何か書いてあるとわかるかも知れない。形式だけに終わらないで、情報の発進に関わると思う。早速それができたらいいなと思う。
倉持会長	本市においては、パブリックコメント制度を適用するのは第1号になる。それだけに、PRについては、いまの意見を参考に十分考えてください。
倉持会長	(その他) 次回以降の予定について相談をしたい。 前から予定されているのは、5月はお休み、6月26日と7月24日。その2回で最終答申をまとめるのは不可能では。9月の定例会で基本構想を議案として提出するので、8月に答申しないとイケない。8月は7日を予定しているが、答申をする最終的な審議会になっているので、セレモニー的なものになってしまう。2回でパブリックコメントから寄せられた意見の検討と、重点事業の意見交換をやるということ。6月26日まではパブリックコ

	<p>メントの意見集約ができるので、やっても仕方ない。</p> <p>次回は6月26日でもいいが、7月には2回ないし3回開かないと、答申のまとめができないのではないかと考えている。</p> <p>それについて、ご協力をお願いしたい。</p> <p>具体的には6月26日にスケジュールを相談したい。</p> <p>4月18日に中間まとめの答申を予定しているが、そのときに市長さんに中間答申をお渡しする際につけるかがみの文章を配布した。10回にわたる部会、ワークショップ、子どもワークショップなどをやったという歴史をとどめておきたいと思った。</p> <p>審議会は今日が17回だが、9回となっているのは、前回、基本方針について答申して、改めて内容について諮問を受けてから9回ということ。最終答申の時には、全部の回数を載せることになると思う。</p> <p>これで提出をしたい。</p> <p>先ほどの積み残しの部分等もあるが、パブリックコメントの意見が集約されてから、再度ご意見を伺って、最終答申を8月上旬にまとめたい。</p>
D委員	<p>7月は、第4木曜は決まっているが、第2というのも決めておきたい。</p>
倉持会長	<p>第2と、場合によっては第3もやるようになるかもしれないが、7月10日(木)と、24日(木)は決めておく。場合によっては、17日(木)も。それは6月26日に相談したい。</p>
池澤主幹	<p>本日いただいたご意見については、会長・副会長とご相談させていただいて、中間まとめに反映できるものについては、反映していきたいと考えています。</p> <p>中間まとめの冊子を連休前につくりまして、今回の部分とどう変わったかというのを一覧にして、冊子と一緒にお届けしたいと思っています。</p>
倉持会長	<p>以上をもって、閉会とさせていただきます。しばらくお休みになるが、体調に気をつけていただきたい。</p>